

# 大町町複合施設建設基本設計業務委託特記仕様書

## 第1 業務概要

### 1. 業務名等

- (1) 委託業務名 大町町複合施設基本設計業務委託
- (2) 履行場所 杵島郡大町町 磯路町・恵比須町一部 地内
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで

### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 大町町複合施設（仮称）
- (2) 敷地の場所 磯路町、恵比須町の一部
- (3) 施設用途 主たる用途 アリーナ  
その他の用途 子育て施設、コミュニティ施設等

### 3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項について「○」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と「※」印が付いた場合は共に適用する。

### 4. 設計と条件

本業務の設計の与条件については、「大町町複合施設建設基本計画（以下「基本計画」という。）」及び次のとおりとする。

#### (1) 敷地の条件

- ア 敷地面積 約 5,500 m<sup>2</sup>
- イ 用途地域 指定なし
- ウ 防火地域 建設基準法 22 条指定区域
- エ 日影規制 なし
- オ 高さ制限 なし
- カ 隣接道路 西側 町道（幅約 6m）

#### (2) 施設の条件

- ア 延べ面積：約 3,700 m<sup>2</sup>
- イ 主要構造：本業務により決定
- ウ 耐震安全性の分類
  - (ア) 構造体：Ⅱ類
  - (イ) 建築非構造部材：A類

(ウ) 建築設備:乙類

耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」(平成 25 年 3 月 29 日付け国営計発第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号)による。

(3) 建設の条件

ア 概算工事費 24.6 億円

※当施設においては、建物及び施設整備に係る概算工事費を踏まえた計画するとともに、今後の物価高騰などに注視した経済的な資材、設備、工法などを検討すること。

イ 建設工期 令和 10 年度から令和 11 年度まで(予定)

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

○ 大町町複合建設基本計画(案)

(5) その他

実施設計業務、電波障害調査費及び地質調査業務については、別途発注予定である。

## 第 2 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「佐賀県建築設計業務委託共通仕様書」(平成 22 年 4 月(令和 7 年 4 月一部改定))による。

### 1. 設計業務の種類

(1) 基本設計

- 建築(総合)基本設計に関する業務
- 建築(構造)基本設計に関する業務
- 電気設備基本設計に関する業務
- 機械設備基本設計に関する業務

### 2. 設計業務の内容及び範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とする。なお、設計に関する対象業務については次の業務内容とする。

([] の数字は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号の業務内容の項目番号と整合した数字)

(1) 一般業務内容及び範囲

ア 基本設計

※ [1] 設計条件等の整理

※ [1- i] 条件の整理

※ [1- ii] 設計条件の変更等の場合の協議

- ※ [2] 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ※ [2- i ] 法令上の諸条件の調査
- ※ [2- ii ] 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
- ※ [3] 上水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
- ※ [4] 基本設計方針の策定及び建築主への説明
- ※ [4- i ] 総合検討
- ※ [4- ii ] 基本設計方針の策定及び建築主への説明
- ※ [5] 基本設計図書の作成
- ※ [6] 概算工事費の検討
- ※ [7] 基本設計内容の建築主への説明等

## (2) 追加業務の内容及び範囲

### ア 基本設計

- 住民説明や関連委員会等に必要な資料の作成（動画や3D等）及び出席、議事録作成等の運営支援（ファシリテーターの派遣を含む。）
- 町議会、庁内会議、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構等の関係機関協議等の資料作成（動画や3D等）や出席及び議事録作成等の運営支援
- 土木設計と連携し、資料作成（動画や3D等）する等創意工夫する。
- 透視図作成
- 模型製作
  - ・ 模型の写真撮影
- ※補助金等アドバイザーを配置すること
  - ・ 学校環境改善交付金（地域スポーツセンター新改築事業）
  - ・ 第二世代交付金
  - ・ 過疎債
- ※民間活力導入検討（手法整理、事例収集、導入方法の検討、指定管理者制度等導入の課題整理）
- 開発許可行為届出（大町町開発行為施行基準）

### イ 基本設計時

- ・ 保全計画年表の作成
- ・ 概略工事工程表の作成

## 3. 業務の実施

### (1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- イ 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮する。

## (2) 適用基準等

本業務には、佐賀県及び国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は、対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、設計年度と施工年度が異なる場合、最新版を採用することとする。

### ア 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
  - ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性基準
  - ・ 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 建築設計業務等電子納品要領
- 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（営繕業務編）
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 建設副産物適正処理推進要綱
- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- 佐賀県福祉のまちづくり条例
- ユニバーサルデザイン施設整備基準（佐賀県）
- 佐賀県建築物木材利用促進方針
- 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン

### イ 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図

- 構内舗装・排水設計基準
- 表示・標識標準

#### ウ 建築積算

- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

#### エ 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）
- 建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）

#### オ 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

### (3) 提出書類

本業務の着手にあたり、受託者は契約締結後、すみやかに業務計画書を発注者に提出し承認を受けるものとする。

- ア 業務概要
- イ 業務項目
- ウ 実施方針
- エ 業務実施体制、組織図及び連絡体制（緊急時含む）
- オ 打ち合わせ計画
- カ 業務フローチャート
- キ 作業着手届

- ク 管理技術者等届（経歴書添付）
- ケ 工程表
- コ その他「発注者」が指示する書類

(4) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部を再委託することについて、あらかじめ必要な情報を本町に書面で提出し、その承諾を得た場合はその限りではない。

上記ただし書きの場合は、受託者は、再委託先にこの仕様に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先等の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(5) 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 当該法人に所属する者を配置しなければならない。
- 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

(6) 貸与資料等

本業務において本町から貸与される資料等について、受託者は資料等の重要性を認識し破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

(7) その他、業務の履行に係る条件等

ア 業務の実施に当たり、受託者は十分に現地調査を行い、現地と差異がないようにすること。

イ 本事業の財源は、国の補助金（第二世代交付金、学校環境改善交付金）及び起債（過疎債）を予定しており、それらを最大限活用できる計画とするとともに、必要となる資料の作成を行うこと。

ウ 本事業は、建設用地について土地収用法に基づく事業認定を目指しており、それに伴う協議や必要となる資料の作成を行うこと。

指定部分の範囲（位置図 平面図 立面図等）

指定部分の履行期限については、事業認定業務受託者と協議の上、別途定める

### 第 3. 成果物

(1) 提出について

提出する成果物は、(2)に掲げるものとするが、適宜追加してもよい。提出部数及び製本形態については監督員との協議によること。電子媒体については 2 部提出すること。

なお、電子媒体の形式については、協議の決定するものとする。

(2) 基本設計に係る成果図書

(a) 基本設計方針	
<input type="checkbox"/> 基本設計図決定説明書 <input type="checkbox"/> 設計、配置及びデザインのコンセプト並びに設計条件に関する検討書 <input type="checkbox"/> 各案の比較検討書	
<input type="checkbox"/> 建物概要 <input type="checkbox"/> 仕様概要表 <input type="checkbox"/> 仕上概要表 <input type="checkbox"/> 配置計画 <input type="checkbox"/> 動線計画 <input type="checkbox"/> 意匠計画 <input type="checkbox"/> 景観計画 <input type="checkbox"/> 色彩計画	<input type="checkbox"/> 法令確認 <input type="checkbox"/> 防犯計画 <input type="checkbox"/> 防災計画 <input type="checkbox"/> 外構計画 <input type="checkbox"/> 植栽計画 <input type="checkbox"/> 雨水排水計画 <input type="checkbox"/> 造成計画 <input type="checkbox"/> 施工計画等
<input type="checkbox"/> 構造計画技術資料 <input type="checkbox"/> 構造工法検討資料 <input type="checkbox"/> 概略計算書	<input type="checkbox"/> 電気設備計画技術資料 <input type="checkbox"/> 概略計算書 <input type="checkbox"/> 設備方式選定検討書 <input type="checkbox"/> 防災計画書 <input type="checkbox"/> 概算ランニングコスト
<input type="checkbox"/> 給排水設備計画技術資料 <input type="checkbox"/> 概略計算書 <input type="checkbox"/> 設備方式選定検討書 <input type="checkbox"/> 防災計画書 <input type="checkbox"/> 概算ランニングコスト	<input type="checkbox"/> 空調換気設備技術資料 <input type="checkbox"/> 概略計算書 <input type="checkbox"/> 設備方式選定検討書 <input type="checkbox"/> 防災計画書 <input type="checkbox"/> 概算ランニングコスト
(b) 基本設計図書	
<input type="checkbox"/> 建築（総合）基本設計図書 <input type="checkbox"/> 計画説明書 <input type="checkbox"/> 仕様概要書 <input type="checkbox"/> 仕上概要表 <input type="checkbox"/> 面積表及び求積図	<input type="checkbox"/> 建築（構造）基本設計図書 <input type="checkbox"/> 構造計画説明書 <input type="checkbox"/> 構造設計概要書 <input type="checkbox"/> 電気設備基本設計図書 <input type="checkbox"/> 電気設備計画説明書

<input type="checkbox"/> 敷地案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図（各階） <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 立面図（各面） <input type="checkbox"/> 仮設計画概要書	<input type="checkbox"/> 電気設備設計概要書 <input type="checkbox"/> 機械基本設計図書 <input type="checkbox"/> 機械設備計画説明書 <input type="checkbox"/> 機械設備設計概要書 <input type="checkbox"/> 外構その他基本設計図書 <input type="checkbox"/> 外構計画説明書
(c) <input type="checkbox"/> 工事費概算書	
(d) <input type="checkbox"/> 透視図（外観2種、内観1種、カラー表現） <input type="checkbox"/> 模型図	
(e) <input type="checkbox"/> 打合せ記録簿	
(f) <input type="checkbox"/> 現地調査書 現況の一般事項及び現地写真（様式任意）	
(g) その他	
<input type="checkbox"/> 面積比較表 <input type="checkbox"/> コスト管理表 <input type="checkbox"/> 工程計画の概要	

#### 第4 その他事項

(1) ウィークリースタンス対象

業務は、ウィークリースタンスの対象である。業務の実施に当たっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(3) 本業務により作成された設計図書、説明資料その他一切の成果物の著作権は完了と同時に本町へ譲渡されるものとする。

受託者は、当該成果物について著作権者人格権を行使しないものとし、また第三者に対してその使用を妨げないものとする。

(4) 定めなき事項

本仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。